

出産・死亡・訪問看護療養費

子どもが生まれたとき（出産育児一時金）

国保加入者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給されます。妊娠85日以上であれば、死産・流産でも支給されます。

〈支給額〉488,000円（産科医療補償制度（※）対象の場合は＋12,000円）

※ 産科医療補償制度は、分娩に関連して重度脳性麻痺となった子とその家族への補償制度です。補償対象など、詳しくは分娩機関へお問い合わせください。

直接支払制度について

大半の医療機関では、出産育児一時金を国保から医療機関に直接支払い、その金額分だけ出産費用のお支払い額が少なくて済むようになっています。

上記の「直接支払制度」が利用できない医療機関で出産した場合、申請をすれば一時金が支給されます。また、直接支払制度を利用した場合でも出産費用が一時金の金額を下回る場合は、申請すればその差額が支給されます。

注意1： 出産した日の翌日から2年を過ぎると、時効により申請できなくなります。

注意2： 前加入健康保険（社会保険）から脱退後、6か月以内の出産は、社会保険から支給が受けられる場合がありますので、社会保険にお問い合わせください。

申請に必要なもの

- 母子健康手帳
- 振込先のわかるもの（世帯主の口座）
- 医療機関での同意書
（無ければ国民健康保険課から産院に内容確認をします）
- 医療機関の請求書か明細のわかる領収書
- 死産・流産の場合は「医師の証明書」
- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

死亡したとき（葬祭費50,000円）

国保加入者が亡くなったときに、葬祭を行った人（喪主）に支給されます。火葬のみでも対象となります。

注意1： 葬祭日の翌日から2年を過ぎると、時効により申請できなくなります。

注意2： 前加入健康保険（社会保険）から脱退後、3か月以内に亡くなられた場合、社会保険から支給が受けられる場合がありますので、社会保険にお問い合わせください。

申請に必要なもの

- 喪主の氏名がわかるもの（会葬礼状等）
- 亡くなった人の保険証（亡くなった人が世帯主の場合は、同一世帯の国保加入者全員の保険証又は資格確認書）
- 振込先のわかるもの（喪主の口座）

訪問看護ステーションなどを利用したとき（訪問看護療養費）

在宅で医療を受ける必要があると医師が認め、訪問看護ステーションなどを利用した場合、国保が使えます。保険証を訪問看護ステーションなどに提示してください。